

保護者 様

ジフテリア・破傷風(DT)予防接種(2期)のお知らせ

ジフテリア・破傷風(DT)予防接種は、ジフテリア、破傷風の2つの病気を予防するワクチンを接種します。

この予防接種は、乳幼児期に行ったDPT三種混合ワクチンの免疫力を保つために、追加接種をして抗体価を高めるために行なうものです。乳幼児期にDPT三種混合(1期)予防接種を1度も受けていなかったり、規定の回数を受けていない場合でも、今回の予防接種は自己負担なしで受けることができます。しかし、1期の接種回数が0～2回の場合は、十分な効果を得るためにはさらに接種を受けることが必要になります(有料)。このような場合は、接種するにあたり必ず医師にご相談ください。

予防接種は、接種当日に大館市に住民登録があるかたで、保護者の方が予防接種の効果や副反応などについて理解し、接種に同意したときに限り行われます。

ジフテリアとは、ジフテリア菌の飛沫感染(せきやくしゃみなどにより菌が唾液とともに空気中に飛びだしヒトにうつる)で起こる病気です。感染は主にのどですが、鼻にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬がほえるような咳、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜ができ、窒息死することもあります。また、発病後2～3週間して菌の出す毒素によって、心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

破傷風とは、土の中にある破傷風菌が傷口等から、体の中に入り感染します。菌が増えると、菌の出す毒素によって神経が侵され、口が開かなくなったり、けいれんを起こします。治療が遅れると死亡することもあります。

1. 予防接種の受け方

対 象 者：11歳以上13歳未満(11歳の誕生日前日～13歳の誕生日前日)

標準としては11歳

※長期にわたり療養が必要な疾患にかかったことなどにより定期接種の機会を逃したかたは、主治医又は健康課にご相談ください。

接種の仕方：1回 皮下注射をします。

※他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

2. 予防接種を受けることができない人

①熱のある人(接種場所で測定した体温が37.5℃を超える場合)

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある人

※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましんのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことです。

④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(裏面も必ずご覧ください)

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、あらかじめ主治医と相談をしてください。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ②予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものもありますので、これらに対してアレルギーがあると言われた人

4. ワクチンの副反応

接種後の副反応は注射部位の発赤・腫脹（はれ）・硬結（しこり）などの局所反応が主に認められます。局所反応は数日で自然に治まりますが、硬結（しこり）は小さくなりながら数か月持続することがあります。接種後の37.5℃以上の発熱は、0.5%未満です。重い副反応はなくても、接種局所のひどいはれ、高熱などの症状があったときなどは医師の診察を受けてください。

5. 予防接種による健康被害救済制度

- ・定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- ・対象年齢を過ぎたり、規定の間隔からはずれた場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合、診察した医師が健康課へお問い合わせください。

6. 接種後の注意

- ①予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子をみてください。
- ②接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動を避けてください。
- ⑤ジフテリア・破傷風（DT）ワクチン接種後1週間は副反応の出現に注意し、体調に変化があった場合には、医師にご相談ください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 Tel0186-42-9055